



2022年11月10日

日本鉄道労働組合連合会

# 厚労省「雇用調整助成金等特例措置の見直し」と「雇用・労働総合政策パッケージ」を公表

10月28日、厚生労働省は「2022（令和4）年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」を公表し、雇用調整助成金の特例措置を見直すことを明らかにした。あわせて、同日には「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージを公表し、中長期を見据えた雇用政策の展開に移行していく方針を示した。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置については、「①12月以降は原則的な措置（助成率：中小企業2/3・大企業1/2、日額上限8,355円）に戻すとともに、②業況が厳しい事業主は2023（令和5）年1月まで経過措置（助成率や日額上限の引き上げ）を設ける」としている。

## 中長期を見据え「賃金上昇」と「多様な働き方」を実現する政策へ

また、同日に公表された雇用・労働総合政策パッケージによると、コロナ禍における緊急的・短期的な政策から、これからを見据えた雇用政策に移行していくとの考えに立脚した上で、従来の「①賃上げ支援」に加え、「②人材の育成・活性化」「③賃金上昇を伴う労働移動の円滑化」「④雇用セーフティネットの再整備」の4つの柱を掲げ、一体的な取り組みを推進することとしている。

この間、JR産業は各種支援措置を活用しコロナ禍でも雇用を維持することができた。現在、「全国旅行支援」等の効果もあって移動や旅行の需要は回復傾向にあるものの、感染急拡大や新たな感染症により再び需要減少に陥るリスクも懸念されることから、雇用のセーフティネットの整備は依然として不可欠と考える。

JR連合は引き続き、政治・行政の動向を注視しつつ、サービス連合・航空連合との3産別共同行動をはじめ、あらゆる機会を通じて主張を展開し、交通運輸・観光サービス産業の回復と持続的成長に向け取り組んでいく。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

	令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 (※2、5) 8,355円	4/5(9/10) 8,355円	2/3 8,355円
	地域特例(※3) 業況特例(※4) 12,000円	4/5(10/10) 12,000円	-
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	2/3(9/10) 9,000円
大企業	原則的な措置 (※2、5) 8,355円	2/3(3/4) 8,355円	1/2 8,355円
	地域特例(※3) 業況特例(※4) 12,000円	4/5(10/10) 12,000円	-
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	1/2(2/3) 9,000円

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ



(上) 雇用調整助成金等の特例措置の概要

(下) 雇用・労働総合政策パッケージの概要

(出典：厚生労働省ホームページ)